



2024年5月7日

各位

会社名 マクニカホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 原 一将
 (コード番号：3132 東証プライム)
 問合せ先 常務執行役員 大河原 誠
 (TEL 045-470-8980)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月26日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社へ移行する方針であります。これに伴い、2024年5月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月26日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、より競争力の高い企業を目指し、中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいりました。監査等委員会設置会社へ移行することにより、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役へ委任し、意思決定・業務執行をさらに迅速化するとともに、取締役会は、戦略・人材・リスクなどの経営上の重要課題によりフォーカスした議論と方針の決定及び経営陣による執行状況のモニタリングを行う等、監督機能を強化することで、監督と執行を両輪とした企業としての競争力と企業価値を高めてまいりたく存じます。監査等委員会設置会社への移行にともない、移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設し、あわせて、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第41条（中間配当）の規定を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。
- (4) なお、本定款変更につきましては、定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|-----------------------|-----------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第3条 <条文省略> | 第1条～第3条 <現行どおり> |
| (機 関) | (機 関) |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 |

| | |
|--|---|
| <p>次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 <条文省略></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条<条文省略></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第10条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 <条文省略></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 <条文省略></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い、株主権の行使の手續等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会<u>において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 <条文省略> <新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> | <p>次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <削除> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条<現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第7条～第9条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 <現行どおり></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い、株主権の行使の手續等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 <現行どおり></p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と</u></p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>2～3 <条文省略> <新設></p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><新設></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第 23 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 <条文省略></p> <p><新設></p> | <p>を区別して選任する。</p> <p>2～3 <現行どおり></p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長を定めるものとし、必要に応じて取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第 22 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 <現行どおり></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によっ</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>第 26 条 < 条文省略 ></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 < 条文省略 ></p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 29 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催</u></p> | <p><u>て、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 < 現行どおり ></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 28 条 < 現行どおり ></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会</u></p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等) 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同条項に定める監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 40 条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>(中間配当) 第 41 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、中間配当 (会社法第 454 条第 5 項に定める余金の配当をいう。) をすることができる。</u></p> | <p>を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 31 条～第 32 条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 34 条 <現行どおり></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 35 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><削除></p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>第 42 条～第 43 条 <条文省略></p> <p><新設></p> | <p>第 36 条～第 37 条 <現行どおり></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>附則</u> 1. 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 9 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第 9 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</p> |
|---|---|

3. 日程

| | |
|-------------------|---------------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日 | 2024 年 6 月 26 日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 2024 年 6 月 26 日（予定） |

以上